

# ニュースレター 自治基本条例市民会議

No.12 2008(平成20)年5月発行

目次
皆で知恵を出し合おう…………… 1～3頁
自治基本条例の役割と 実効性を再確認する… 4～7頁
架空対談 “市民会議の不思議物語” …… 7～10頁

鎌倉市自治基本条例策定市民会議の「ニュースレター」第12号です。この「ニュースレター」は、市民会議の参加者、関係者だけでなく、多くの鎌倉市民に、「鎌倉市の憲法」となる「鎌倉市自治基本条例」策定のプロセスを知っていただくことを目的に、発行しています。ご愛読いただき、ご意見をいただければ幸いです。

## 皆で知恵を出し合おう

<自治基本条例策定市民会議とかまくら市民オンブズマンとの討論>

### はじめに

去る4月25日(金)市役所201会議室において、現在進められている「自治基本条例」について両者の間で意見の交換が行われました。今更申し上げるまでもありませんが、討議は有効な意見の一致を目指すことも大切ですが、その差異を明らかにすることも双方の考えを深める上で重要です。

編集部としては、紙面の都合上かなり大胆な記録の短縮を行わざるを得ませんでしたが、上記目的を達成すべく討議の実態をお伝えするように努力致しました。

この際、ニュースレターに目をお通し下さる 特に策定市民会議に参加して頂いていない各市民活動に従事される方々にお願いがあります。何卒、策定市民会議との討論を通じて、皆様のご意見を開陳する機会をお作り下さい。申し込みをお待ちします。

### 討議の概要 市民会議発足の経緯について

#### a) 市民会議、代表よりの説明

平成16年の「市民100人会議」の提言に含まれていた、市民参画のための条例を作る提案が、あらためて市にたいしてなされたが、市の希望は「自治基本条例」としてこれを実現したいということであった。100人会議有志は、平成17年10月に講師を招いてフォーラムを行い、参加者を会議に誘うと共に、「広報かまくら」でも広く市民に参加を呼びかけた。

会議の運営は、市民の自主運営とすることを市に申入れ、了解を得て発足した。(100人会議は市が予め作った要綱で運営された。)

#### b) オンブズマンの意見

100人会議についての市の公文書では、15年7月29日付けで「市民参画を重視した計画作り」「自己責任の行政運営を図っていくが、民間経営手法を使って引き締まった組織作り」とあり、同8月14日資料では「市民から基本計画の素案の提案を受けるために、明日のかまくらを創る市民100人会議を設置する」と云っている。今回の市民会議は、100人会議の連続であり、市の発想であると考える。

c) 市民会議側より

発足当初は世話人会、その後は運営委員会が運営を担当し、当初から運営について市の干渉を受けたことはない。市民会議関係の予算確保のため、市が独自に稟議書を書いてはいるが、そのことで資金使途や運営計画に容喙されたこともない。

参加者が作った市民会議規約には「本会は市民と市との協働によって（仮称）鎌倉市自治基本条例の素案を策定すること」とあり、われわれは、市長が市民の策定した案に基く条例案を行政提案として議会に提出することを想定している。（所謂議員提案や市民提案ではない。）

d) オンブズマン側より

それだからこそ、充分な意見が尽くされ、各階層の意見が充分に反映される必要がある。もう2年やったから5月にゴールということになると、市民会議の成り立ちなり市長の都合が、なにか反映しているのではないかという疑問を持つ。



## 市民の意見をどう把握すべきか

e) 市民会議側より

できるだけ意見を聞く努力をしてきたが、努力には限界もあり、何処までやればよいのかについて、具体的に説明して頂きたい。

f) オンブズマン側より

たとえば、社会的弱者 生活保護受給者、身障者 の意見聴取は出来ていないのではないか。

g) 市民会議側より

行政単位、事業者チーム、NPOなど活動団体チーム、教育文化チームが、でき得る限りの努力を払ってきたが、ボランティアの限界がある。100%は難しい。

## 自治基本条例についての基本姿勢

h) 市民会議側より

オンブズマンは、自治基本条例を鎌倉で今作る意義をどう捉えているのか、意義があると考えているのか、必要ないと考えるのか。

i) オンブズマン側より

どう作るかにかかっていると考える。早急に作ることが大切とは思わない。自治基本条例を作りゆく過程で、それへのネガティブなものを克服し、市民が市の主人公であるという自覚と制度が作られて行くべきだと思う。

自治基本条例をつくる過程自体が、市民が自治に参画することで、経験を積みスキルを蓄積することであり、そのためにも策定作業という過程が必要だ。

そういう作業と信じるだけに、その中に「市民の責任」とか「新しい公共の概念」が登場することに大きな違和感がある。会議発足の経緯を問題にしたのもそういう理由か

らだ。

できるだけ多くの人々のコンセンサスを得ることの重要性もそこにある。市民の自治のあり方の基本的ルールを決めるのであれば、市民の最も理想とするものを作らなければならない。時間をかけても、役に立つよいものを作りたい。

そのために、オンブズマン他との意見交換も、継続をお願いしたい。

j) 市民会議側より

我々の会議が、行政からの意向で動いていると思われていることについては、納得しがたい。偏見なしに話したい。

## 市政の現状と自治基本条例

k) オンブズマン側の意見

行政に不祥事がいろいろ発生している。こうした具体的な問題意識から、条例策定を行ってゆくべきではないか。更に加えて三位一体改革などの外部の状況の変化も捉えて策定して行かなければならないのではないか。

鎌倉市にはいろいろ書いたものは多いが、それが守られ実行されていない。今回もその繰り返しに終わるのではないかと危惧します。それと、外部からの意見について、民主的で人を納得させるような市民会議の対応が充分ではない。

l) 市民会議側の意見

一般の方たちからは、大筋的、大綱的意見は伸びてこない。ごく身近な問題ばかりである。しかし全住民の1%を目標になんとか意見を把握したいと努力している。意見を引き出すためにも、(素案のような)大枠の提示が必要なのです。コミュニティの問題についても、地域協議会のような組織づくりを研究している。住民の意向を吸い上げる有効な地域の在り方を考えつつある。町内会、自治会のような既存の力だけを頼りにしているわけではない。オンブズマンにも単なる批評家的な意見だけではなく、一緒にやって行くという姿勢を期待したい。

## 新しい公共の概念について

m) 市民会議からの意見

計画、実施、検討の全段階にわたって如何に市民参加を実現するかを目指して協働して行くところに新しい公共が生まれるのです。

n) オンブズマンの意見

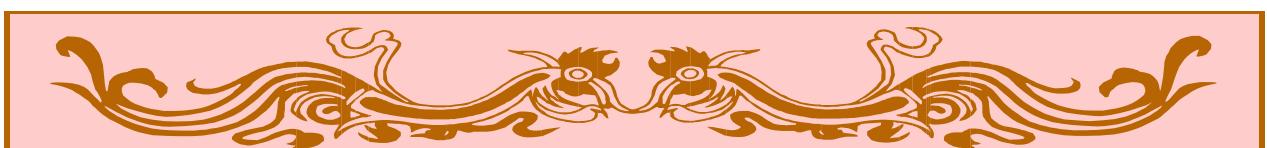
まず新しい公共という言葉のそもそもの使われ方に疑念がある。そういう来歴がある以上この言葉を使う場合にはその内容を明確にする必要があるということ。それと協働とが結びついて条例に盛り込まれて、市民の義務としての協働となると危険な要素を感じざるを得ない。自治基本条例の中の一つの条例とすることは適切ではない。法的拘束力が生まれるからです。

o) 市民会議側の意見

これは行政の歴史ではサボタージュでなく表現されたことに感動をおぼえるのです。

p) オンブズマン側の意見

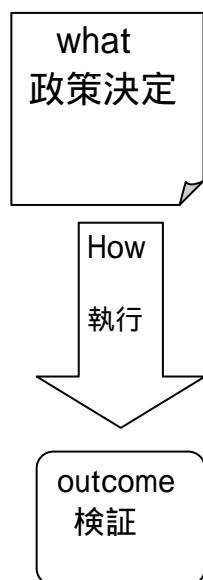
条例になることによって、そこから別の条例が生れて来る危険性があると指摘したいのです。



# 自治基本条例の役割と実効性を再確認する

## 一、何のための条例か

自治の基本を定める条例は、住民と行政が考えを通わせるための仕組みを設けるものであって、チャラチャラしたそれらしいお飾りが出来ておればよいというものではない筈です。まず、なにをする条例（市の法律）かがはっきり見えていること、第二に、そこに書かれていることが確実に実行される保証があること、この二つが重要です。このことを念頭において、「自治基本条例」にはなにが本当に必要か、なにが邪魔になるかをあらためて考えたいと思います。



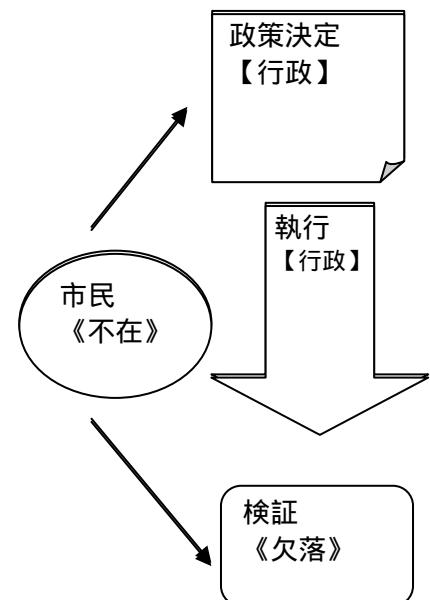
欧米、殊にアメリカの地方自治は、What（何を）という政策決定は、自治の費用（地方税）を出し合っている住民がすべて行ない、How To（如何に）実現するかの執行はその費用で雇われている行政が全責任を負い、Outcome（成果）を全員が検証する制度です。【左の図】

この精神は我が国でも、昭和 21 年に憲法が書き改められたときに、「地方自治の本旨」という表現で第 92 条に掲げられましたが、実際には去る平成 12 年の分権一括改正まで、地方行政への民意の発露は稀で、官主導であり、またその多くが「上意下達」でありました。一括分権後の現在も、国による通達行政こそ廃止されたものの、委任立法（自治体は…しなければならない、という法律を作る）とか、補助金を首枷とした「義務付け」「枠付け」「関与」など様々な形で中央官庁の都合を押し付けることが続いている。

こうした国主導の背後にあるのは、口には出さないものの、地方は無能だから、住民には自治能力がないからという思い込みです。私たちはまず、地方行政は経験不足ではあっても無能ではなく、十人十色の住民もそれぞれに常識があり、経験さえ積めば、それなりの自治能力があることを、実証してみせるべきでしょう。

「自分たちのことは自分たちでできる」というのが、自治の基本です。元来、私たちは自分や家族の日常のことは、すべて自分たちで工面しています。しかし、道路を遠くまで行き来できるようにしたり、子供の学校や、不測の出来事のための病院や消防署を作ることは、個人個人でやっていては無駄がおおく出ますから、共同してやるというのが行政の出発点です。そして、そのための費用を分担しようというのが税金です。

このように、原則すべてが自己責任の中で、共通して利用の機会のある便益だけを行政として扱い、その費用を税の形で分担することで成り立つ



いるのが現代の社会です。そこでは、行政というのは税の使い途そのものという性質があります。ですから行政は、そもそも住民の都合に合わせて行なうもので、行政の都合で行なうものではありません。ここが、我が国ではしばしば忘れられ【前ページ、右の図】、自治を捻じ曲げていた部分です。たとえば、5時になったら窓口を閉めるというのは、職員の勤務時間に合わせた行政都合ですが、利用する住民の自由時間に合わせて、5時以降も土日にも必要な窓口だけは利用できるようにしようというのは、住民都合です。住民都合に合わせた行政ということは、最近まではあまり意識されていませんでした。少しづついま変わりつつありますが、ここを変えることは、自治の条例の大切な仕事です。

## 二、どのような取り決めが不可欠か

上記を前提とすれば、どのような原則が自治の形を決めるでしょうか。第一には、市政の重要な政策（意思決定）には、常に住民の総意が斟酌されるということです。では、その住民の総意はどのように確認できるのでしょうか。

これまでの行政の大きな拠りどころは、住民の意識調査（アンケート）でした。平成14年度からの3年半で、鎌倉市の9つの部局が、合計42件の意識調査を実施しています。



これらがその後の政策決定の根拠の一つになっているのです。しかし、意識調査には、二つの問題点があります。一つは、無作為抽出で選ばれた回答者が、必ずしも聞かれている課題、たとえば「行政のIT化」とか「学校区の弾力化」について、自分の考えをまとめる予備知識を与えられていないということです。これが意識調査では「どちらともいえない」という答えの比率を大きくし、実際は「解らない」と答えているものが賛成率50%と計算されたりします。二つ目の問題点は、この調査は、設問次第で答えをかなり誘導できることです。これらの弱点については、専門書も出ていますから、お調べいただけます。

意識調査に代わる手法として公聴会方式があります。アンケートほど手軽でないので、余り活用されませんが、公聴会のよい点は、双向の意見交換が出来ることです。パブリックコメントなども、意見表明が一方交通で、「言いっぱなし・聞きっ放し」になりがちですが、公聴会では、必要な資料配布もでき、賛否両論への質疑も行なわれます。公聴会は、ある特定の問題についての公式の民意確認の場として、これまで法律が定めてきたものですが、自治の制度としては、いま少し活用しやすく変えることが必要です。

### 開かれた公聴会

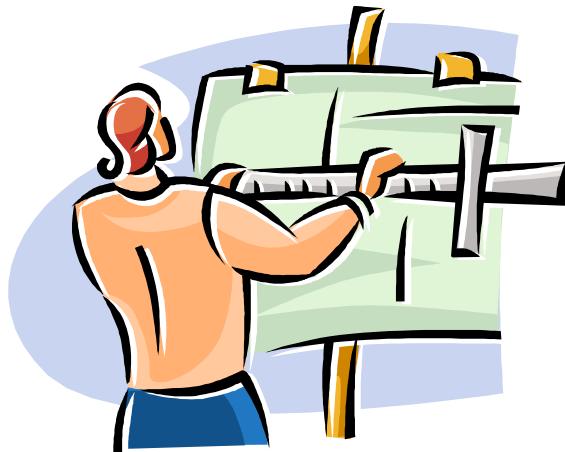
自治のための公聴会は、市政の主な課題は殆んどが対象になりうること、行政からも住民からも招集できるようにすること、意見表明を希望する全ての市民が参加できるようにすること、などが要件になると考えます。

ここで、意見表明を希望しない住民の意見はどうなるかという問題を考えておきます。参政権の行使から見て、住民は3通りにわかれます。具体的な政策に何らかの形で参画を

希望する人（参政権行使）公職選挙に投票はするものの、その他は多数意見に一任する人（多数にお任せ）投票もしない人（参政権放棄）がそれです。参画を希望する住民を指して「市民」という言葉が使われることがあります。その昔、アテネの「市民」は、人口の数パーセントの、資産を持つ成人男子であったといわれます。奴隸は勿論、職人やよそ者は「市民」には入らなかったのです。フランス革命で、平民が市民権を得ましたが、はじめ教育や資産のないものは除かれました。普通選挙権が資産の有無や男女の別に関係なく拡がると共に、公民教育としての義務教育も拡がりました。これらは、参政権には一定の判断力が伴うべきだと考えられてきたことの証しだと思います。現代では、意見を持つ住民が市民なのではないでしょうか。

自治の制度は、開かれた独自の公聴会制度を持ち、市民はすべてそこに参加の機会を保証されることで、その基盤が生まれると考えることができます。

我が国では、ことをあげつらうのは品格のないことだといった伝統もあって、公開の場での討論は結局うまく行かないという考え方もありますが、会議のルール（議事規則）をしっかりさせ、レフェリー役を勤める人々を普段から養成しておけば、我が国といえども他国並みにはそうした制度を使いこなすことはさほど困難ではない筈です。その鍵を握るのは議事規則とレフェリーですが、日本の公民教育に欠落しているこの部分は、市民と行政が協力して補うことが勿論必要です。



### 税金を投入した結果の検証

これまでの行政のやり方というのは、予算を使い切ったときに政策は完遂したと考えて、効果の確認の制度はなく、不正な支出でもない限り、不適切な施策や無駄な行政があるても、それらは監査の対象ではありませんでした。

しかし、一方では地自法は「最少の費用で最大の効果をあげる」ことを行政の必須条件に掲げているのですから、果たして費用（市民が納めた税金）がそのように使われたかどうかは、しっかり確認されなければなりません。それは、職員を更に増やして費用をかけてやるのではなく、市民が自発的に参加して効率的に最少の費用で実行すべきものではないでしょうか。

検証すべきことには、年初に掲げた政策目標が、割り当てられた予算によって実現したかどうか（達成状況）予算は過大または過小ではなかったか（費用対効果）うまく行かなかった場合にはそもそも目標に問題があったのではないか（政策評価）等の幾つかの行政評価があります。それらは、費用が不正、不当に目的外に費消されてはいないかという地自法の定める監査とは、全く別の事柄です。

自治基本条例は、以上に述べた事柄について、実行可能な仕組みを、なるべく具体的に記述することが望されます。なかでも、実行可能であるか否かについては、実態に即した詳しい考究が必要と思われます。

以上

2008年5月2日、6G

## 緒言

アメリカで子育てをしたころ、この国の公民教育の目標は『人は独りでは生きられない。社会で頼り、頼られて暮らすには何が大切か』を体得させることにあると痛感しました。他方、我が国の義務教育は、知識は教えても智恵は教えませんから、我と社会が反発する「國際疎外人ケータイ族」が成長します。

以下の一文は、そのように社会に出た我々が、『自治』に手が届くまでにどのような努力が必要か、市民会議の様々な場面を描いて、考えさせるものです。

市民会議代表、橋爪幸臣

架空対談

架空対談

# “市民会議の不思議物語”

.....<投稿 高橋 弘>.....

A:68歳男性 鎌倉市生まれ

B:78歳男性 鎌倉市在住 40年弱

## はじめに

B お互い基本条例の市民会議に参加したが、Aさんは精励恪勤され、私は怠けて欠席続きの身です。

私は、百人委員会の解散のとき、解散に未練がましい残党みたいな人々にまじって、市民自治フォーラムの開催を手伝い、その続きで市民会議ができたので、未練解消とばかり入会しました。

A 百人委員会は、一応の結論を出すまで、多士済々みんなで議論しましたが、あの会議は抵抗感を感じることがなく、気持ちよく過ごしました。部会への思いはそれぞれでしょうが、たまたまの十数人の出会いは、皆さん大切に思ったようです。今も、同窓会とか名づけて、時々集まります。

B 百人委員会は、見ず知らずの百四十余人が集まり、議論しました。

初めは、鎌倉女子大の先生や有識の方々にだいぶお手伝い頂きました。

それぞれの部会が担当するテーマが予め割り振られ、自分が部会を選択できたのも、議論の分散や混乱を防ぎました。多分、あの成功で、市民会議に流れた残党の諸兄姉も、会議の運営に自信を持ったのでしょう。

## 市民会議のはじまり

A 市民会議の発足時に、まず、世話人を選んだが、自分たちで運営委員に格上げしました。単なる名称の変更か、役割も変わるので、説明が不十分でした。

運営委員会の運営そのものがギクシャクしました。自己申告で世話人になられた人々だから、見識ある方々と、一般会員は信頼していたと思います。

委員会では一つ一つをこなしていくのに思いがけなく手間取り、その後の市民会議の運営原則作りが成功したとはいえません。

今のモヤモヤは、最初に確立しておくべき事をし損なったのに遠因があるでしょう。運営委員会は些細なことがああでもないこうでもないの連続でした。失望というか無力感の連続でした。

ボランティア活動は、達成感が報酬です。

B 運営委員会は、一般会員からみて、奇妙なところがありました。

報告で、すとんと腑に落ちる、心から納得した気分がしないのです。全体会議はいつも時間不足で、結局、竜頭蛇尾に終るので、生煮えでした。

最近は、基本条例案が具体化して、それに賛成と反対がはっきりしてきたようですが、反対派は作るのに反対の人と、この条例案には反対に分かれているようです。賛成派は、条例原案の改良派にみえます。

市民会議のこの混迷は、なんでしょうか。

- A 「民度」が低いのです。
- B ぴったりの表現ですが、大問題でもあります。

民度とは、辞書には生活の程度や文化の水準と書いてあります。

生活の方は、国民の大半が中流意識を持つほどに高まりました。

すると、低いのは、文化の方になります。市民会議のメンバーは、Aさんのような生粋の鎌倉人ばかりではないが、鎌倉市民の良識とプライドの権化とみられます、その横っ面を張り飛ばしました。

- A 大人でないのです。大人ぶって、変に妥協の積み上げは困りますが。

生活水準もどうでしょうか。冷凍餃子がメインディッシュの現今と、干物に漬物の時代とどちらの民度が高いか、冷凍餃子の便利さを持ち込むのが生活水準の向上なのかどうか、価値観によりますが、難しいところです。

民度は、生活と文化とに分けないで、トータルで捉えたいものです。

- B 基本条例で、鎌倉の文化水準があらわれます。会員が鎌倉らしさを条例へという主張はすごいぶん聞きました。「鎌倉らしさ」はまさに中世鎌倉の武家文化の延長線上に残る何ものかを条例に文章表現する事と思います。

こんな風に小賢しく言うのは簡単ですが、それを具体的な条例文にしろと言わされたら、年寄りはご勘弁をと卑怯ですが逃げます。

## コミュニティー

- A さて、曲りなりに条例の大綱案ができました。その段階で、Bさんは、その案を深沢地域に披露するPIに、積極的に協力されたと聞きます。

大綱案は、内部にかなりの批判を抱えていたようですが、それを解消しないまま市民へ提示しました。ある意味で欠陥商品的な素材です。

ご自身が製造に関係しない商品を持参して、市民会議には欠席続きの人が、地域へのPRに積極的になられた理由は何でしょうか。

- B 私は農村の出で、そこは純農村です。鎌倉のような都市近郊の農家の人の中に入り、都市と農村を跨いで暮らす人に接してみたかったです。

現市長が、市民自治つまり市長やそれに繋がるシステムの機能を制限し、市民が「従来権限」に口出しできるようになる条例作りに市長が手を貸している、それに対する行政システム末端の反応も、大いに興味がありました。

- A 鎌倉の農業・漁業は、都市化の流れのなかでがんばっています。旧鎌倉の方は商業が中心ですが、深沢や大船・玉縄は、都市・農村混合型で、その町内会長さんは、Bさんが会ってみたい人たちです。

- B 持ち回りと長期型があるようですが、長期の方に町内会長を永年やって、昨年何かの折に表彰を頂き、勇退したという方を存じてあります。

コミュニティー活動はボランティアだから、永年続けるには、先住民の中でも経済力が必要でしょう。

基本条例にコミュニティーを書くなら、会っておくべきです。

今頃は、肩の荷を降ろしたから、気軽に喋るでしょう。

- A その方は人生の働き盛りは地域活動に大半を費やされたと思います。そういう方の処世は、たぶん知に働いたり理屈でねじ伏せることをしなかったから続いたのでしょう。

BさんのPIの収穫はそのあたりですか。

B 自治・町内会長さんには数人しかお目にかかるつおりません。

私が生まれた純農村との共通点は、どちらも保守的な感じです。

映画、七人の侍の「最後に勝ったのは百姓だ」の台詞、昨日今日の新鎌倉市民はこのことばを忘れてはいけません。

## 「市民の作品」となりうるか

A コミュニティー問題は、会員の中で真剣に研究しておられる方が居ります。それもこれも、そういう方の意見を取り込む仕組みが機能しているかどうかです。条例の大綱案に対して、「哲学がない」という批判がありました。

哲学と法学は仲の悪い姉妹といわれますが、基本条例という法律案の評価に哲学不在と批判が出る、このことから基本条例という法律が、哲学的な理念法であると、しかし、理念法にとどまって実効性がなかったら法として失格で、他方、哲学不在の批判に応えるのは難しい。市民会議はこうした論題を消化し、それを取り込むような識見が不足していると反省します。

B しかし、なにぶん民度が低いから（笑）

参考までに、三重県四日市市は、基本条例にこれは理念条例とはっきり書いていますが、運用はわかりません。

鎌倉に戻り、独善的な策定で、PIの報告も全く生かされないという話しがあります。そのとおりなら、PIは実績作りだったとなります。

A ともかく、策定委員会の条例素案を叩いてみようというのが、大方の気分になりかけていて、常識的かもしれません。重要な局面にきております。

これからは、PIなどで会員が集めたり考えたりした意見が生かされないと、「市民が作った条例案」にはなりません。

大綱案は、検討に値しないと否定したグループもありました。

B 哲学不在の批判者には逆に内部から、他人が作った案を批判し自分の考えを通したいため、つまり反対のための反対だという声があったと聞きます。

どんな批判も、更にほかの皆さんの意見も汲み上げるベルトコンベアができるれば、内部が泥試合的にはならない筈です。どうも仕組みつくりを、会の発足当初にしっかりやらなかつたツケが回ってきたようです。

鎌倉に基本条例はいらないという人が、内部にとどまって反対を言い続けられるのは、民主的な運営ですが、会議を混乱させるでしょう。

A 一事が万事で、初めに基本としてやるべきことを相談しあう運営委員会が、変に空転が続いて、非常な違和感を持ちました。

会員 109 名のうち、常時出席が 50 名くらいです。その 50 名の中から、12 人の条例原案の策定委員があり、その人たちが、十分に民意を取り込む土壇場にきています。

その民意ですが、意見開陳と自己主張の混合の問題が未解決で、最後は多数決でしょう。

こういう経緯のまま生まれたら、市民自身が自分たちで作った作品と主張するには、かなり心細い。

## 終りがけに

B PIのとき、ある会合で思ったのですが、町内会長さん達が市長からの依頼文書に従つて、町内に呼びかけたくさんの人を集めてくださった。

会長さんも集まった市民も、基本条例を作る市民会議というものを、どうみたか、格段の感想に接することはませんでした。

A 鎌倉の地域による人文的な差は、程度ではなく質の違いがあります。

旧鎌倉は古都で、大船・玉縄・深沢は農村と新興住宅地の混合で、腰越は新興住宅地の海ですが、歴史的なものが島的に存在しています。

コミュニティーをとり上げますと、腰越は新興住宅地の生活密着型の問題が中心になり、旧鎌倉は風致・景観や伝統の保存とか、一口に鎌倉とは括られないほど多様で異質です。

B 私に残された人生は、月数か日数で数える段階になりました。この限られた時間を、面白くもないのを我慢しているのは詰まらない。いつもの気分で午後 6 時半からを過ごしたい。欠席の最大で唯一の理由です。

A 全く同感です。私も 70 歳に近づき、歳をとるのが重圧と知り始めました。

基本条例は、実効性が確保されるなら、あつた方がいいと思っています。しかし、忍耐して条例作りをするのはその気の人たちにお願いし、気楽に過ごしたい気分も起こります。

B 市民会議の動向は、心ある市民はもちろん、市の幹部や市議会、県や近隣自治体からも注目されてしましょう。いいまとめを期待します。

市民会議は、気軽な談笑の中から、市民自治を築けると皆さん気が思つたはずだったが、なぜかそなならなかつたのが残念です。 (終)

(平成 20 年 4 月上旬)

以上は、架空対談であつて、全部が創作です。

架空ですから、事実に完全立脚ではありませんが、思い当たつたら、たまたまの一一致です。 <高橋>

\* 市民の皆様からの投稿を募集しています。ご住所、お名前を添えてお送りください。

<投稿先> 鎌倉市役所 経営企画課  
FAX : 0467 - 23 - 8700 「経営企画課」

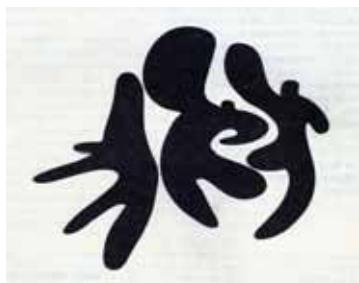
\* 課名を必ず明記してください。

E-Mail [keiki@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:keiki@city.kamakura.kanagawa.jp)

**ホームページをご覧ください。**

条例素案大綱案が掲載されていますので、ご覧ください。

<http://www.kcn-net.org/jichi/>  
トップページの「条例案」を開いてください。



発行：鎌倉市自治基本条例策定市民会議

代表：橋爪幸臣

ホームページ <http://www.kcn-net.org/jichi/>

編集人：狩谷 健

連絡先：鎌倉市役所 経営企画課 経由 編集人まで

電話：0467-23-3000(内線 2215)